

博士学位論文審査要旨

2010年8月30日

論文題目： 「金融商品の二元的時価評価と銀行経営—金融商品会計の歴史的展開が意味するもの—」

学位申請者： 新祖 隆志郎

審査委員：

主査： 商学研究科 教授 鷓飼 哲夫

副査： 商学研究科 教授 瀧田 輝己

副査： 商学研究科 教授 百合野 正博

要 旨：

本論文は、アメリカの金融商品会計基準を取り上げ、そこにおける原価評価と時価評価の混在、および時価評価がさらに評価損益の処理をめぐって二元的な構造をとっていることに着目し、このような会計基準の存在意義を、基準形成の歴史的背景を踏まえながら明らかにすることを課題としている。

本論文では、まず、1930年代において、アメリカで有価証券会計のあり方がはじめて本格的に議論され、銀行有価証券会計は低価法中心から原価評価中心へと大きく方向転換していったことが明らかにされている。さらに、1960年代から70年代に償却原価法と時価評価（利益計上法）という時価・原価混合会計がGAAPとして確立したが、それは時価評価と原価評価を使い分けるという銀行会計実務を制度的に承認する過程であったことが示されている。

以上の歴史的展開を踏まえ、現行の会計基準であるSFAS115が取り扱われている。SFAS115では、それまでの時価・原価混合会計に、売却可能有価証券という新たな範疇と時価評価（資本直入法）が組み込まれた。売却可能有価証券に時価評価（資本直入法）が採用されたことは、時価評価への大きな転換にみえるとしても、資本直入法によって当期純利益の計算において従来の償却原価法と同様の会計効果をもたらすとともに、銀行規制上の自己資本比率計算から評価損益を除外する基盤を提供した。このことによって、銀行の大量の証券投資と当期純利益の平準化の両立が果たされることになった。

時価評価のうち利益計上法は、歴史的には税法や証券会社の財務報告規制の影響を受けて証券会社や銀行の会計実務慣行として生成し定着しており、このような会計実務慣行の基準化と考えることができる。そして、この会計処理は、デリバティブ等の利用によるヘッジ活動の拡大の中で、リスク・ヘッジ効果を純利益計算に反映させる条件として機能したことが明らかにされている。

以上のような本論文の分析は、それぞれの時期のRAP（規制目的会計基準）あるいはGAAPの諸規定、多くの銀行のアンニュアル・レポートなどを詳細に検討しておこなわれたものである。時価評価は一般に会計情報の意思決定有用性との関連で議論され、会計理論上の整合性、評価差額の取り扱い、利益概念などを中心に議論されている。しかし、時価評価の中心となっている有価証券の会計処理が、アメリカにおける金融商品会計基準の主要な適用対象であった銀行の会計実務慣行を継承する形で設定されていることが本論文では論証されている。また設定された会計基準が銀行における証券投資拡大の梃

子として機能するとともに、当期純利益を平準化する役割をも担っているという興味深い結論を得ている。本論文の分析対象がやや限定的であることによる制約があるものの、本論文で示された詳細なデータに基づく分析は、これまでの一般的な時価評価の議論をさらに深める多くの知見を提供するものといえる。

よって、本論文は博士（商学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

総合試験結果の要旨

2010年8月30日

論文題目： 「金融商品の二元的時価評価と銀行経営—金融商品会計の歴史的展開が意味するもの—」

学位申請者： 新祖 隆志郎

審査委員：

主査： 商学研究科 教授 鷓飼 哲夫

副査： 商学研究科 教授 瀧田 輝己

副査： 商学研究科 教授 百合野 正博

要 旨：

われわれ審査委員は、2010年8月3日15時から約2時間にわたって、学位申請論文についての口頭審査および総合試問をおこなった。

その結果、原価評価と時価評価の混在および時価評価の二元的構造を示すアメリカの金融商品会計基準が、この基準の主要な適用主体である銀行の会計実務慣行を継承する形で形成されたこと、また設定された会計基準が銀行による大量の証券投資と当期純利益の平準化機能を果たすという本論文の内容について、分析視点、用語、データの取り扱い、銀行会計の独自性などに加え、本論文の基礎をなす専門研究分野に関する申請者の学力を確認した。

また、申請者は本論文に示された様々な論点に関連し十分な語学力（英語）を有していることを確認した。よって総合試験の結果は合格であると認める。

博士學位論文要旨

論文題目： 金融商品の二元的時価評価と銀行経営
—金融商品会計の歴史的展開が意味するもの—

氏名： 新祖 隆志郎

要旨：

本論文は、アメリカの金融商品会計における時価評価と原価評価の混在、および時価評価の内部での評価損益の処遇を巡る二元的な会計処理の併存という今日の会計現象を取り上げ、そしてその成立要因を、金融商品会計の実質的適用主体である金融機関の経営に及ぼす経済的作用という観点から明らかにすることを課題としている。まずはこの問題意識の概要を提示する。

2008年金融危機時点でのアメリカにおける金融商品会計基準の特徴は、金融商品の諸特徴、法的形式、保有意図といった多様な判断規準に基づいて、複数の異なる会計処理が適用されている点にあり、そこでは、①時価評価して評価損益を当期純利益に計上する方法（売買目的有価証券、デリバティブ）、②同じく時価評価するが、評価損益はその他の包括利益を経由して資本に直接計上する方法（売却可能有価証券、キャッシュ・フロー・ヘッジ）、④償却原価法あるいは取得原価評価（満期保有目的債券、市場性のない持分証券、売却目的以外の貸付金）といった会計処理が混在している状況にある。

筆者は、このような現行の金融商品会計基準における時価評価と原価評価の混合会計、および二元的時価評価の社会的意義を十分に明らかにするためには、分析対象の中に会計実務を含め、会計基準、会計実務、会計理論の三者の相互関係を分析する必要があると考える。その理由は以下のとおりである。

第一に、上述の現行金融商品会計における①の会計処理は、会計基準上の現象としては、たしかに1980年代以降のデリバティブ会計基準や有価証券会計基準の開発を通じて浸透していった点で、新しい会計現象であるといえる。しかし、本論文で明らかにしているように、そのような会計処理は、歴史的には金融機関の会計実務のなかで先行して形成されたものであり、それゆえに上記①の会計処理の基準化は、客観的にはそのような会計実務慣行の事後承認という性格を有する。

第二に、現行金融商品会計基準における上記②の会計処理の存在意義である。②の会計処理の合理性について、一般的には、いわゆる会計ミスマッチへの対処という点が論拠とされる。また②の会計処理は、会計理論にとって外的要因に基づく一時的、例外的な会計現象であるとも論じられる。しかし前者の主張については、例えば実証研究においては、①の会計処理を適用した結果生じる利益のボラティリティの主要因が、会計ミスマッチに起因するものであるといえるかどうかという点に対して否定的である。また後者の主張については、たしかに、②の会計処理が導入された直接的な背景は、①への時価評価の一元化に対する主として金融業界からの批判という政治的要因にあった。しかし、金融商品に関する会計基準形成の歴史をひも解くと、有価証券会計における①への一元化の反発という政治的要因は、およそアメリカ会計制度の生成期である1930年代から今日に至るまで繰り返し顔を出しており、さらに、その結果として公表されてきた会計基準には、つねにこのような政治的要因が反映されてきたというのが、現実の基準形成の展開であった。このような歴史的事実を踏まえると、むしろ疑問視されるのは、①の会計処理の適用拡大を妨げてきた政治的要因を、最初から金融商品会計の形成論理にとって外的要因と位置づける発想ではないかと思われる。

以上のような現行基準に至る歴史的形成過程を振り返ると、今日のような時価・原価混合会計および二元的時価評価という会計処理構造の成立には、金融機関の会計実務が多面的に関与しており、基準化された会計処理とそれに先行する金融機関の会計実務との間には密接な相互関係が存在する。本論文において、金融機関経営や金融市場の形成に及ぼす経済的機能の点から、現行金融商品会計の存在意義を明らかにするという課題を設定したのは、このような会計実務と会計基準の相互関係に対する認識を前提としているからである。

これまで述べてきた問題意識を検討するに当たり、本論文では次のような二段階の論点を設定した。第一の論点は金融商品会計の歴史的形成過程を考察し、そのなかにおける会計実務の主導的位置を明らかにすることである。そして第二の論点は、第一点の検討を通じて得られた認識を前提として、現行に至る金融商品会計基準の現実的意味を、金融機関経営や金融市場の発展に及ぼす経済的機能の観点から明らかにすることである。以下、各章の概要を述べる。

第1章では、1929年大恐慌を契機として1930年代に導入された、銀行有価証券会計における原価評価の制度化過程を取り上げ、その意味を銀行証券投資に与える経済的作用という点から考察した。結論として、当時の原価評価の制度化の意味は、銀行経営に対して、一つには当時の銀行危機の状況下で銀行の自己資本の維持を図るという局所的な銀行救済目的だけでなく、より普遍的な効果として、銀行による大量の証券投資を軸として形成されていた銀行と証券発行主体との密接な金融的関係を維持、強化するという作用をもたらした点に見出されることを明らかにした。また本章では、このような経済的効果を担う原価評価に会計理論上の裏付けを与え、原価評価に理論上の普遍性を付与した当時の内在的価値論の役割も論じた。

第2章では、1960年代からはじまる、銀行業における一般目的会計の制度化過程を取り上げ、そのもとでの銀行有価証券会計における時価・原価混合会計の成立と、そこにおける銀行の会計実務の主導的位置を明らかにした。1970年代から1980年代初頭にかけて、有価証券会計には時価・原価混合会計がGAAPとして定着していく。しかし歴史的事実としては、そのようなGAAPの動きに先行して、金融機関の会計実務では、トレーディング活動と証券投資活動とで時価評価（ここでは評価損益を当期純利益に計上する方法を指す）と原価評価を使い分けようとする意図のもとで、同様の会計処理が実務慣行として広く浸透していた。その意味で、GAAPにおける時価・原価混合会計の成立の客観的意味は、金融機関の会計実務、およびそのような実務の形成要因であった金融機関側の能動的意図を制度的に承認した点に見出される。

第3章では、有価証券会計における二元的時価評価導入の契機となった財務会計基準書第115号を取り上げ、この新たな有価証券会計の基準化の意味を、115号以前の銀行有価証券会計との相互比較を通じて考察した。とくに第3章では投資有価証券の会計処理に着目し、それが従来の原価評価（償却原価法）から売却可能有価証券と満期保有目的債券に二分された意味を考察した。結論として、売却可能有価証券の会計処理が115号のもとで償却原価法が適用できなくなる大量の投資有価証券の受け皿として機能することによって、投資有価証券の会計処理に関しては、当期純利益の計算場面においては、従来の償却原価法と同様の会計効果が維持されたことを論じた。さらに売却可能有価証券の会計処理は、銀行規制上の自己資本比率計算からも売却可能有価証券の評価損益を除外する基盤として機能しており、その結果、売却可能有価証券に係る評価損益は、銀行の利益計算と自己資本計算の双方の場面において実質的に無意味化している。

第4章では、第3章の内容を受けて、売却可能有価証券の会計処理の現実的機能を、銀行の証券投資活動との関連で明らかにした。売却可能有価証券の会計処理は、銀行が保有する投資有価証券の大部分に係る評価損益の会計的認識を実質的に無意味化させる効果を発揮していることで、一方で、銀行による大量の証券投資と利益平準化との両立を可能にする条件として機能してきた。しかし他方では、この同じ会計上の効果が、銀行の証券投資の投機化を助長する機能も果たしてきた。そしてこの後者の点は、サブプライム危機を契機とした銀行の巨額の証券投資損失の一因であったと考えられる。

第5章では、残されたもう一つの会計処理である、評価損益を当期純利益に計上する時価評価の形態を取り上げた。本章では最初に、この会計処理が、歴史的には税法や証券会社の財務報告規制の影響を受けて、証券会社や一部の銀行の会計実務慣行として生成し定着してきた点を明らかにした。その意味では、この会計処理の成立要因は金融機関にとって外的与件であったといえる。しかし、1970年代から80年代初頭を転機として、この会計処理は、大手証券会社や大手銀行においてトレーディング収益の平準化、ひいては当期純利益の平準化を実現するための条件として機能している。その意味で、この会計処理は大手金融機関のトレーディング活動拡大の経済的条件へと転化している。本章ではこのように、当初は外的条件に規定されて会計実務として定着した時価評価（評価損益を当期純利益に計上する方法）が、現代ではトレーディング活動に傾斜する金融機関経営を支える内的条件へと変貌しているという、転化の過程を明らかにした。

最後に終章で全体総括を行った。すなわち、時価・原価混合型会計および二元的時価評価は、その諸会計処理がトレーディング活動および証券投資活動と有機的に結びついていることによって、金融機関による双方の活動の拡大を支える経済的条件として機能している。ここに、単純な時価評価一元化論には向かいにくい、混合型であることの経済的意味が存在する。ただし、もう一つの重要な機能は、混合型会計が、同時に金融機関経営および金融市場の投機化を助長する機能も発揮してきた点であり、混合型会計の存在意義を考える上ではこの点を無視することはできない。混合型会計の存在意義はこのような二面的な経済的機能に求められる。